

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	心身障害者医療費助成の支給決定に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、心身障害者医療費助成の支給決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚木市長

## 公表日

令和5年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者医療費助成の支給決定に関する事務
②事務の概要	厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号。以下「心身障害者医療費助成条例」という。)に基づき、障がい者に対して医療費の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。特定個人ファイルは以下の場合に使用する。 1. 心身障害者医療費助成条例第5条の心身障害者医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2. 心身障害者医療費助成条例第10条の助成金の返還に関する事務 3. 心身障害者医療費助成条例施行規則(平成元年厚木市規則第12号)第6条の心身障害者医療証の再交付の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 4. 心身障害者医療費助成条例施行規則第8条の医療費の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 心身障害者医療費助成条例施行規則第10条の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6. 心身障害者医療費助成条例施行規則第11条の資格の消滅に関する事務
③システムの名称	重度心身障害者医療費助成システム 中間サーバーシステム 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第2項 2. 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 4の項 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住所: 千243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	厚木市福祉部障がい福祉課	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住所: 千243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 尾形 正	障がい福祉課長 添田 幸夫	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 添田 幸夫	障がい福祉課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住所: 千243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住所: 千243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 時点日時	平成28年9月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 時点日時	平成28年9月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 4の項 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第4項	事後	番号法第19条の号の誤り訂正及び厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例、規則の追記
令和5年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	重度心身障害者医療費助成システム	重度心身障害者医療費助成システム 中間サーバーシステム 電子申請システム	事前	電子申請導入に伴う追加
令和5年3月1日	IIしきい値判断項目 1.対象者人数 2.取扱者数	1万人以上10万人未満 500人未満 令和3年7月1日時点	1,000人以上1万人未満 500人以上 令和4年7月1日時点	事後	